



マイナンバーカードについてのお知らせ

**マイナポイント第2弾の対象となるカードの申請期間が、令和4年9月30日から
令和4年12月31日までに延長されました。**

【マイナンバーカードのお受取、お忘れではありませんか】

マイナンバーカードのお渡しの準備が完了した方に役場からハガキを送付しております。ハガキが届いた方は、ご来庁ください。

ハガキに記載されている受取期限が経過していても受取ができますので、ご都合に合わせて、福祉課までお越しください。

なお、受取は、原則ご本人に限ります。

○マイナンバーカード受取の際に必要なもの

- ・ハガキ、通知カード
- ・本人確認ができるもの

- ① 運転免許証、パスポートなど顔写真入りの公的な身分証明証の場合は1点
- ② ①の本人確認書類をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳など、氏名が書かれたものを2点ご持参ください。（詳細はハガキの裏面に記載しています。）※ハガキを紛失された方もカードの受取ができますので、お問合せください。

【マイナポイント第2弾について】

マイナポイントの申込期限は、令和5年2月末となっております。

対 象：令和4年12月31日（土）までにマイナンバーカードの申請をされた方、既にマイナンバーカードをお持ちの方（第1弾ポイントを申請していない方）

ポイント申込期限：令和5年2月末まで

内 容：①マイナンバーカード新規取得による5,000円分相当のポイント付与
※キャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。
②健康保険証としての利用申し込みによる7,500円分相当のポイント付与
③公金受取口座の登録による7,500円分相当のポイント付与

○マイナポイント付与のお手続きの際にご持参いただくもの

- ① マイナンバーカード（カード受取の際に設定した4桁の暗証番号が必要です）
- ② 健康保険証
- ③ 公金受取口座にする本人名義の口座情報が分かるもの（通帳等）
- ④ ポイントを付与するカード（ICカード、電子マネー、クレジットカード等）

【事前予約制】マイナンバーカードに関する臨時開庁について

現在、臨時でマイナンバーカード窓口を開設しておりますが、マイナポイントの付与対象となるマイナンバーカードの申請期限が延長されたことに伴い、臨時開庁期間を延長します。

お仕事などで、平日の開庁時間内にご来庁出来ない方のために、マイナンバーカードのお受け取りやマイナポイントの付与、マイナンバーカードの交付申請についてのサポート等をいたしますので、ぜひ、この機会にご利用ください。

なお、ご利用の際には、事前予約が必要となりますので、来庁希望日の前日（平日）の午後5時15分までに、戸籍住民グループにご連絡をお願いいたします。

また、詳しい内容につきましては、戸籍住民グループにお問い合わせください。

開庁日時 令和4年12月23日（金）までの平日（土・日・祝日を除く）
午後7時まで（来庁希望日の前日の午後5時15分までにご予約願います。）

場 所 役場1階戸籍住民係窓口

必要書類 ①カード受け取りの方：本人確認書類、通知書（ハガキ）、通知カード
②マイナポイントの付与の方：マイナンバーカード、保険証、通帳（公金受け取り口座用）、ポイントが付与したい決済サービスのカード
③カード交付申請の方：本人確認書類、交付申請書、写真

※お受け取りなどにつきましては、原則ご本人のみとなります。

※取り扱い業務は、マイナンバーカードの受け取り、マイナポイント、マイナンバーカードの交付申請のみとなります。

問合せ 福祉課 戸籍住民グループ ☎21-2120